

第6期第20回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月25日(月) 午後2時00分から午後3時12分

2. 開催場所 穂別町民センター 会議室

3. 出席委員 ○(27名)

4. 欠席委員 △(0名)

1番	清瀬利一	○	11番	中澤浩	○	21番	佐々木保成	○
2番	鈴木秀子	○	12番	佐田正彦	○	22番	金谷仁	○
3番	清野薫	○	13番	藤岡健人	○	23番	梅藤勝	○
4番	小笠原正実	○	14番	森山幸治	○	24番	青木茂美	○
5番	山谷和彦	○	15番	石崎代里子	○	25番	田代英孝	○
6番	山本好一	○	16番	土田泰弘	○	26番	藤江政利	○
7番	毛利武	○	17番	伊藤正人	○	27番	中島勝美	○
8番	林利輝	○	18番	貞廣賢治	○			
9番	宇南山浩利	○	19番	平島道弘	○			
10番	星力	○	20番	遠藤一三	○			

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件
- 第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件
- 第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件
- 第6 報告第4号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件
- 第7 報告第5号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件
- 第8 報告第6号 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件
- 第9 報告第7号 農地法第41条第1項に基づく通知に関する件
- 第10 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 第11 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第12 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件
- 第13 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の決定に関する件
- 第14 議案第5号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件
- 第15 議案第6号 農地移動適正化あっせんに関する件
- 第16 決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生
穂別支局－支局長 高木龍一郎、主査 藤野 真稔

7. 会議の概要

事務局長 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会 長 【会長挨拶】

議 長 本日の出席委員は27名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第20回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、19番・平島 道弘委員と20番・遠藤 一三委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、両名に決定いたしました。

日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告7件、議案6件、決議案1件の合わせて14件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。

続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第1号、朗読及び説明】

2ページから7ページまで合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計18件・82筆・421,954.06㎡となっています。

1番から5番までは、鶴川地区において現在行われている国営かんがい排水事業において、用地買収が行われ利用権等設定されていた農地について解約をしたものです。

補足ですが、室蘭開発建設部が買収整理を行っていますが、買収が行われた日等の報告がないため、こちらで報告をもらい事後整理となっています。

今後も買収が進められ報告をいただくようお願いはしておりますが、今回の様に事後整理となってしまうことが十分に考えられますのでご理解願います。

6番・7番は農地保有合理化事業に先立ち、所有権が北海道農業公社になるため解約に至ったものです。

8番は耕作者が農地利用の効率化の観点から経営地として集約化されていない当該農地について外の農業者に利用されたいとのことで解約の通知があった

主 査 ものです。新たな利用者については協議中です。

9番・10番は、●●さんの経営継承により●●さんのお孫さんが経営主となるため、解約に至っています。●●さんの経営地の次の利用については後の議案第2号・第3号でお諮りします。

11番から14番まで、それと17番と18番は、借り手である●●さんが個人経営主としての離農をすることに伴い解約に至ったものです。

15番は、●●さんの離農に伴い、16番は、地域の利用集積計画に貢献するため解約に至ったもので、次の利用者については、後の議案第3号にてお諮りいたします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第1号は承認することに決定いたします。それでは、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第2号、朗読及び説明】

2月につきましては、議案に記載のとおり、2月12日に穂別地区委員会、14日に川西地区委員会・川東地区委員会を開催しております。

川西地区委員会では、あっせんの申し出1件について審議した結果、申出内容・譲受候補者等適当と判定しています。

川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定3件について審議した結果いずれも適当と判定し、また、あっせんの申し出2件について審議した結果、申出内容・譲受候補者等いずれも適当と判定しています。

穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定6件、農地中間管理事業の利用配分計画1件について審議した結果いずれも適当と判定し、あっせんの申し出1件について審議した結果、申出内容・譲受候補者等いずれも適当と判定しています。

なお、あっせんの申し出内容については9ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第2号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第2号は承認することに決定いたします。続いて、日程第5 報告第3号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第3号、朗読及び説明】

先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。

主 査 ます。
1 1 ページになります。以上でございます。

議 長 ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。

1 9 番 1 番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。

ありがとうございます。報告第 3 号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第 3 号は承認することに決定いたします。
続いて、日程第 6 報告第 4 号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第 4 号、朗読及び説明】
先月の総会でご決定いただきました買入協議の結果についてご報告申し上げます。
なお、買入協議結果については、議案 1 3 ページから 1 6 ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第 4 号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第 4 号は承認することに決定いたします。
続いて、日程第 7 報告第 5 号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第 5 号、朗読及び説明】
1 8 ページに申出書の写しを添付してございます。
本件は、既に一時貸付を受けていた●●さんが、報告第 1 号にてご説明申し上げましたとおり、公社との解約をを行ったことから、新たな賃借人の選定と利用権設定に係る集積計画の作成申出が公社よりありました。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第 3 号にてご説明申し上げます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第 5 号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、報告第5号は承認することに決定いたします。
続いて、日程第8 報告第6号「農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 【報告第6号、朗読及び説明】
議案20ページをお開き下さい。
新規農地所有適格法人の参入の報告でございます。
それでは、農地所有適格法人として要件を備えているかをご報告させていただきます。
1点目に、組織形態要件です。農地所有適格法人は、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社のいずれかでなければなりません。組織形態は合同会社でありますので、要件を満たしております。
2点目に事業要件です。これは主たる事業が農業でなければなりません。議案の事業内容欄に1から5まで記載しておりますが、その内1. 2. 3. 5番と農業に関する事業が記載されている事が確認出来ます。4番に農業以外の事業についても盛り込まれておりますが、新規に設立した会社ということもありまずは、農畜産物の生産を行っていく計画であるとのことから、主たる事業が農業であると認められ、また、要件上、売上げの過半は農業収入であることが要件となっていることから、今後事業の在り方と収益の上げ方については注意いただき要件を欠くことの無いように説明をしてきております。
3点目に構成員要件です。これは構成員である者のうち農業関係者だけで総議決権の過半を越えてなければなりません。総議決権数は2であり、農業関係者であると認められる構成員の議決権合計も2となるため、要件は満たしていると認められます。
4点目は、業務執行役員要件です。業務執行役員の過半に該当する者が、出資者であり、なおかつ150日以上農業に従事する者でなければなりません。構成員要件の時に説明しておりますが、業務執行社員である2名は出資者であり、かつ、2人とも年間農業従事日数を150日を越えているため、こちらも要件は満たしていると認められます。
最後に常時従事要件です。法人の農業に従事する構成員・従業員等のうち誰か一人以上の者が、年間60日以上農作業に従事することが求められる要件となります。先にもご説明させていただいておりますが、業務執行社員2人は、いずれも年間農作業従事日数が、60日を越えておりますので、要件は満たしていると認められます。
以上、●●〈農地所有適格法人〉については、農地所有適格法人の要件をすべて満たしていると認められるところでございます。
なお、農地の取得等、詳細は後の議案第2号・第3号でお諮りした際に、ご説明いたします。ここでは、あくまで、参入しようとする法人が農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかのご報告とさせていただきますのでよろしく願いいたします。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。報告第6号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、報告第6号は承認することに決定いたします。
続いて、日程第9 報告第7号「農地法第41条第1項に基づく通知に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 【報告第7号、朗読及び説明】

22ページをお開き下さい。

こちらは、令和元年8月総会で●●地区の所有者がわからず、耕作者が不在となることが確実となることが認められる農地として農地法第33条第1項に該当し、所有者等からの申し出期間として令和元年8月1日付けで告示をして報告した農地ですが、1月末で公示期間である6か月が経過したところです。

6か月間申し出がない場合、表題のとおり農地法第41条第1項に基づき農地中間管理権の取得のため農地中間管理機構である北海道農業公社へ通知しますが、その通知を23ページに添付しております。

2月3日付けで通知をしておりますが、今後は中間管理機構と北海道において事務処理を行いながら、所有者不明の農地については道が中間管理機構へ農地中間管理権を、その後、中間管理機構から耕作者に対して利用権を与える流れとなる予定で進めていくところです。今後、必要に応じて総会等でお諮りをしていきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。報告第7号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、報告第7号は承認することに決定いたします。
続いて、日程第10 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 【議案第1号、朗読及び説明】

25ページになります。

まず、営農型太陽光発電事業について説明しますが、いわゆるソーラーシェアリングと言われており、農地における営農を前提としながら上部に太陽光パネルを設置するものです。2013年から認められるようになった事業ですが全国的には1,200件を超える実績があるものの北海道はこれまで8件となっているようです。

転用の概要としては一時転用として転用面積はパネル部ではなく支柱部の面積、また、パネル部は農地上空に設置することとなりますので農地法第3条における地上権設定となります。地上権設定については次の議案第2号でお諮ります。

先に地上権設定となるとソーラーシェアリングの説明が若干複雑になるため本総会においては、5条申請を先に上程させていただいたことをご理解願います。

さて、本案件は町においても初の申請となります。当事業には専用の許可要

件もあることから資料順に説明をさせていただきます。

26ページには申請地番の現況地目図となっています。

27ページは配置図を添付していますが、農地部を確保するため端からパネルを設置していくこととなっているのが確認できます。なお、パネルは1, 768枚設置。パネル部面積においては3, 767.69㎡となりますが、転用面積は農地を占有する支柱部のみとなりますので9.90㎡となります。

28ページは拡大図となります。ここで申請者である●●さんの経営概要ですが、経営形態は乳牛と畑作となっており、当該地は放牧及び採草をこれまでも行っております。今後も同様の内容ですが、増頭を図りながら放牧地として当該地を利用していくとのことでした。

さて、拡大図からはパネルとパネルの間を6.5mとすることで農作業に支障を来さない幅をもっていることが伺えます。

29ページはパネルの設計図ですが、構造上撤去が容易でなければならず、支柱は1本足となっています。また、パネル高さも地上より最低2m以上が必要であり、2から3.5mとなっています。

30ページ、31ページは概要及び売電計画書ですが、31ページ3番、4番にあります。すでに経産省から太陽光設置にかかる許可を得ており、また北電との連系についても申し込みがされているところです。

32ページは調査書になりますが、これらを踏まえて許可要件に沿っているかですが、33ページには転用にかかる一般的な要件を添付しています。どの転用もこの要件が適用されますが、本案件はまず左側、立地基準ですが、申請地は農用地区域外であり第1種農地に区分されます。第1種農地は転用は原則不許可ですが、一時転用は例外許可事由として認められます。

次に一般基準ですが諸所項目がありますが、一般的な転用と同様に審査を行い認められる内容と確認を行っています。

次の34ページですがこれが太陽光発電事業における許可事由となります。

1番は、期間と継続的に営農が行われるかどうかですが、現在は10年以内の一時転用となります。本申請では10年の申請を受けています。また、作付作物等の変更はなく支柱幅、パネル高さも比較的大きめに確保されており、営農前提の申請と伺えます。

2番は、構造上簡易かつ必要最小限の申請面積になっているかですが、1本足の支柱であり、簡易であると判断できます。また、申請面積も支柱のみであり最小限の面積と認められます。

3番は、営農の適切な継続が確実かどうかですが、1番とも重複しますが、営農形態の変更はありません。現在、申請者は後継者がいませんが、設置業者が営農協力を行っていくことで営農継続が図られるとして営農計画書の提出もあります。

4番は、太陽光パネルの設置により作業に支障をきたさないか、また、パネルの設置により日照に影響ができませんが作付作物の生育に資する日照量を確保できるかどうかですが、パネルの配置は先に説明した通り、間隔、高さは確保していく計画となっています。また、パネルを設置することで日照減となりますが、作付け作物である牧草については、むかわ町の気象観測データから日照量を算出し、そのデータをもとに影の影響が牧草にどの程度影響を受けるかについては専門家の意見をもとに影響は少なく、作付けは十分可能と意見書ができています。また、許可を行った場合の事後条件として、毎年、作付けを行って

主 査 いることや収量の報告を行うこととされており、放牧については写真により提出となりますが、収量が20%を下らないようにしなければならないこととなります。

5番は、農地の効率的利用かつ周囲に影響を及ぼさない設計になっているかですが、申請地含め周辺も●●さんの所有地であり、また、配置図で説明したとおり、農地中央ではなく、なるべく端に寄せた設置であり、効率的利用を考えた設置となっていると判断できます。

6番は、撤去費用を含めた資力があるかどうかですが、撤去の見積もりと双方の撤去に対する確約書、また、金融機関の残高証明の提出をいただき資力については確保できていることを確認しています。

7番は、電気事業者への連系等があるかどうかですが、こちらも先に説明した通り経産省の許可と北電との連携の申し込みがすでにされており契約締結の見込みは確認できています。

以上、説明が長くなりましたが許可要件がすべて満たされていることとなります。

最後に北海道農業会議への意見聴取については、必要な案件となります。これらを踏まえ資料等再度ご確認くださいご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2 2 番 現地確認の報告ですが、次の議案案件となっている農地法第3条の地上権設定も含めての報告とさせていただきます。

転用内容については、事務局の説明があったとおりで、設置場所からも周辺に与える影響はないものと考えられ、総合的に特に問題ないと判断します。

なお、設置後の営農については、報告がされるとのことですが、毎年の農地パトロールにおいても、注意深く確認をしてかなければならないと考えています。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。

続いて、日程第11 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」をを議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【議案第2号、朗読及び説明】

主 査

36ページになります。

1番については、●●さんが経営主で経営してきましたが、お孫さんである●●さんへ経営移譲するため所有農地について使用貸借権を設定するものです。

2番については、報告第1号でもお伝えいたしましたが、経営継承されておりました●●さんの個人経営主としての離農に伴い、今度は、●●さんが設立されました●●〈農地所有適格法人〉へ第3者継承するものです。

また、3番は●●さんご自身の所有農地を●●〈農地所有適格法人〉へ賃貸するものです。

4番は、先の議案第1号と関連する申請であり、農地地上部に太陽光パネルを設置するため地上権設定の申請があったものです。

パネル設置部の面積については、3,767.69㎡ですが、今回の地上権設定については法務局への権利設定を行うとのことであり、全面積の申請を受理しています。

地上権の審査については、農地の直接使用ではないため、全部効率利用要件など従来の許可要件とは異なり、営農条件に支障を及ぼさないかのみ審査となります。こちらについては、議案1号での議案説明及び地区担当委員からの発言により影響がないことを説明しており、同様に当該案件の許可基準も満たしていると考えます。

以上、4件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、4番以外は別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考え、4番についても前述のとおり許可要件は満たしていると考えます。

38ページから44ページまで、それぞれ、図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長

ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8 番

1番について現地を確認してきましたので、報告します。

後継者である●●さんは、2年ほど前から農業に従事しており、今回の経営移譲に至っています。これまでと同様、肉牛経営により牧草を作付する計画となっており、やや経験年数が短いですが、これまでの従事内容から移譲後も適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

26 番

2番、3番について現地を確認してきましたので、報告します。

●●〈農地所有適格法人〉の法人設立に伴う使用貸借及び賃貸借の案件ですが、今後も現在同様に牧草を作付する計画となっております。これまでの耕作状況から、今後も適切に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断いたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第12 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、●●委員が譲受人となっているため、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第3号、所有権移転関係、朗読及び説明】

46ページから、所有権移転5件です。

1番から3番、5番がいずれも、報告第4号でご報告申し上げました買入協議に伴う所有権移転となり、4番が報告第3号でご報告申し上げました、あつせんに伴う所有権移転となっています。

つづいて、52ページから利用権設定9件です。

【議案第3号、利用権設定関係、朗読及び説明】

1番から3番まで●●さんの経営移譲に伴う利用権の組み換え設定となります。

4番から6番まで、及び9番は●●さんの法人設立に伴う利用権の組み換え設定となります。

7番、8番は、●●さんの離農に伴い、新たに利用調整が整ったため利用権を設定するものです。

以上、所有権移転5件11筆・利用権設定9件71筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。

所有権移転関係は47ページから51ページに、利用権設定関係は57ページから65ページに、それぞれの図面を添付しておりますので、ご確認のうえご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定することにご

議 長 異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第13 議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、●●委員が被設定人となっているため、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第4号 朗読及び説明】

67ページ、利用配分計画1件です。

こちらは、先の平成27年5月15日付け第4期第35回総会でご決定いただきました、利用配分計画が終期を迎えるに伴い、計画更新をするものでございます。

被設定人である●●さんは、先の利用配分計画においても受け手として計画決定されており、営農継続が見込まれる認定農業者であります。

利用配分までの流れでございますが、中間管理機構へ本日の総会審議の結果を報告し、さらに、機構から北海道へ申請がなされ、道において公告が行われます。本来であれば、道の公告が制度上の貸付の始期となりますが、先の配分計画の終期が本年4月29日までであるため、今回の配分計画の始期については、本年4月30日からとなります。

以上のことから、本利用配分計画の内容は適当であると考えます。

68ページに図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第14 議案第5号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたしま

議 長 す。

主 査 【議案第5号 朗読及び説明】
70ページになります。

主 査 ●●さんは、平成30年から経営主として営農を継続しておりますが、あっせん事業申込者に対しましては、これまで登録がなされていなかったため、今回、申し込みを受けたものでございます。

なお、●●さんの経営形態に対する経営面積につきましても、基準を満たしており問題ないことを申し添えます。

以上1件の登録につきまして、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。

続いて、日程第15 議案第6号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

主 査 【議案第6号 朗読及び説明】
72ページになります。

以上、4件の実施について、73ページから76ページにそれぞれ図面を添付してございますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第6号は原案どおり決定いたします。

続いて、日程第16 決議案第1号「農業委員会の法令厳守の申し合わせ決議に関する件」を議題といたします。事務局より決議について説明をお願いします。

事務局 長

【決議案第1号 朗読及び説明】

77ページをご覧ください。

事務局 長

この写しは、昨年末に一般社団法人北海道農業会議より本決議の実施依頼がありました。趣旨といたしましては、昨年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事、農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されたことを受け、昨年11月28日に開催されました令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されましたことから、全国の各市町村農業委員会総会等において、改めて「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の依頼となったところです。

つきましては、この申し合わせ決議の趣旨に則り、むかわ町農業委員会総会に諮り決議し、よって全国の農業委員が綱紀粛正の徹底を図っていくものであります。

次のページをご覧ください。決議文を読み上げて提案とさせていただきますので、決議のご決定のほどよろしくお取り計らい願います。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問意見がありませんので、決議案第1号は決議することにご異議ありませんか。

(質問、意見なし)

質問意見がありませんので、決議案第1号は、原案のとおり決議することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、決議し、皆様におかれましても法令にそった活動をお願いします。

以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、3月25日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。